

ベラルーシの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ベラルーシ共和国（以下「ベラルーシ」という）は、東欧の共和制国家である。内陸国であり、東はロシア、南はウクライナ、西はポーランド、北西はリトアニア、北はラトビアに接している。首都はミンスク、通貨はベラルーシ・ルーブルである²。公用語はベラルーシ語及びロシア語とされているが、大部分の国民は、日常生活において、ロシア語を用いる。

現在のベラルーシの地域には、古来よりスラブ人が居住していたが、1236年に成立したリトアニア大公国、そして、1569年に成立したポーランド・リトアニア共和国の構成地域となった。そして、18世紀の3回にわたるポーランド分割の結果、ロシア領となった。1919年、「ベラルーシ・ソビエト社会主义共和国」が成立し、1922年に、ソ連に加盟した。1986年には、南の隣国であるウクライナで発生したチェルノブイリ原発事故により、ベラルーシは甚大な被害を被った³。ベラルーシは、1990年に国家主権宣言⁴を行い、1991年にはソ連からの独立を果たし、「独立国家共同体」（CIS）を創設した。ベラルーシは、ソ連崩壊までは、「白ロシア」（ベロルシア）と呼ばれていたが、ソ連からの独立にあたり、ベラルーシ語に従った「ベラルーシ」という語に改めた⁵。ベラルーシは、ソ連からの独立後も、ロシアとの連合国家創設を目指す等、ロシアを重視する外交政策を展開してきた。経済的にも、エネルギーの大部分をロシアからの輸入に依存する等、ロシアとの結びつきが強い状況が続いた。しかし、ロシアにおいてベラルーシの吸收合併を目指すプーチン政権が成立した後は、連合国家創設構想が停滞し、2000年代にはロシアから輸入する天然ガスの値上げ問題

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² ベラルーシ・ルーブルは、インフレのため、2000年1月1日に、1,000分の1のデノミネーションが実施された。さらに、2016年7月1日には、10,000分の1のデノミネーションが実施される予定である。

³ チェルノブイリ原発事故により甚大な被害を被ったにもかかわらず、エネルギー資源に乏しいベラルーシは、2013年以後、ロシアの協力を得て、原子力発電所を建設している。

⁴ 国家主権宣言の和訳は、『外国の立法 第30巻5号』（国立国会図書館調査立法考査局、1991年）197～199頁に掲載されている。

⁵ 「ベラルーシ」の「ベラ」は「白」を、「ルーシ」は「ルーシ人」を意味する。なぜ「白」という語が国名に用いられているのかについては諸説ある。例えば、以前この地域を支配していたモンゴル帝国が、方角を色で表す文化を持ち込み、「西のルーシ人」を表す「ベラ（白）ルーシ」という表現が広まったという説等がある。

が生じたため、ベラルーシとロシアの関係が悪化した。このような状況であるにもかかわらず、旧ソ連を信奉するベラルーシは、現在でも、旧ソ連にみられたような管理経済体制を維持している⁶。他の多くの中東欧諸国が、民主主義国家として「欧洲への回帰」を目指し、EU 及び NATO への加盟を実現又は志向しているのとは、対照的である。

ベラルーシは、国連には 1945 年の設立当時から、ソ連とは別に加盟している。また、ロシア、ベラルーシ及びカザフスタンは、EU のような経済統合を目指して、2010 年 1 月には「ユーラシア関税同盟」を、2015 年 1 月には「ユーラシア経済連合」(EEU) を発足させた(ユーラシア経済連合の現在の加盟国は、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスである)。

II 憲法

ベラルーシ憲法は、1994 年 3 月 15 日に採択され、同月 30 日に施行された。このベラルーシ憲法は、西側諸国の憲法及び「白ロシア・ソビエト社会主义共和国」憲法を参考しつつ策定されたものである。その後、ベラルーシ憲法は、1996 年及び 2004 年に改正され、大統領の権限が大幅に強化された。

ベラルーシ憲法の主な体系は、表 1 のとおりである⁷。

表 1 : ベラルーシ憲法の主な体系 (2004 年 10 月 17 日現在)

前文		
第 1 章 憲法制度の諸原則		第 1 条～第 20 条
第 2 章 個人、社会及び國家		第 21 条～第 63 条
第 3 章 選挙制度、レファレンダム	第 1 章 選挙制度	第 64 条～第 72 条
	第 2 章 レファレンダム	第 73 条～第 78 条
第 4 章 大統領、議会、政府及び裁判所	第 3 章 ベラルーシ共和国の大統領	第 79 条～第 89 条
	第 4 章 議会	第 90 条～第 105 条
	第 5 章 政府、ベラルーシ共和国の内閣	第 106 条～第 108 条
	第 6 章 裁判所	第 109 条～第 116 条
第 5 章 地方政府及び自治		第 117 条～第 124 条

⁶ 本稿におけるベラルーシの歴史及び現況については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2016 年版』(二宮書店、2016 年) 367～368 頁等を参照した。

⁷ ベラルーシ憲法の英訳 (2004 年 10 月 17 日現在) は、下記ウェブサイト等に掲載されている。<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6691>

第6章 檢察庁、国家監察委員会	第7章 檢察庁 第8章 国家監察委員会	第125条～第128条 第129条～第131条
第7章 ベラルーシ共和国の財政及び金融制度		第132条～第136条
第8章 ベラルーシ共和国憲法の適用及び憲法改正手続		第137条～第140条
第9章 最終及び経過規定		第141条～第146条

1 総説

ベラルーシ憲法は、共和制、法の支配、抑制均衡型の三権分立等の基本原則を定めており、一見すると、西側諸国の憲法とそれ程変わりないようにもみえる。しかし、ベラルーシが旧ソ連的な管理経済体制を維持し続けていることは、例えば、国家の財産権について規定した憲法13条の規定からうかがえる。即ち、国家は、法律で禁止されていない限り、個人と同様に財産権を享有する（1項・2項）。国家は、個人及び社会に代わって、経済活動を規制する（5項）。鉱物資源、水及び森林は、国家の単独かつ独占的な財産であり、農地は、国家の所有に属する（6項）。国家に帰属する財産、国家から民間に払い下げ又は国家に独占事業を認めるための条件は、法律により定めることができる（7項）。国家は、労働者に対し、その社会的・経済的生活水準を高めるため、企業・組織等の経営に参加する権利を保障する（8項）。

ベラルーシでは、いわゆる「レファレンダム」の制度も採用されている。国家及び地方のレファレンダムは、国家及び社会の最重要問題を解決するために行われる（73条）。国家のレファレンダム（国民投票）は、①大統領の発案、②共和国院若しくは代表者院の発案、又は③45万人以上の有権者の発案により、実施される（74条1項）。レファレンダム制度は、言うまでもなく民主主義に資する制度であるが、ベラルーシでは、後述するとおり、ルカシェンコ大統領の3選禁止規定の撤廃及び権限強化のために用いられた。

2 統治機構

（1）大統領

ベラルーシの国家元首たる大統領は、憲法及び国民の権利・自由の擁護者である（79条1項）。大統領は、国民の自由・平等・直接・秘密の投票により選出され、任期は5年である（81条1項）。

従来、憲法により、大統領の3選は禁止されていたが、2004年10月のレファレンダム（国民投票）による憲法改正により、大統領の3選禁止規定が削除された。その結果、ルカシェンコ大統領は、2006年には3選、2010年には4選、2015年には5選を果たした。西側諸国は、「ベラルーシは、欧州最後の独裁国家である。」旨の批判を行っている。

大統領の権限は広範囲に及んでおり、憲法 84 条には 30 個もの権限が列挙されている。例えば、①国民投票の実施（1 号）、②共和国院、代表者院及び地方自治体の選挙の実施（2 号）、③共和国院及び代表者院の解散（3 号）、④選挙及びレファレンダムの中央委員会の 6 名の委員の任命（4 号）、⑤大統領の行政組織等の創設・廃止・変更（5 号）、⑥代表者院の同意を得て首相を任命すること（6 号）、⑦副首相及びその他の閣僚の任命及び罷免等（7 号）、⑧共和国院の同意を得て憲法裁判所・最高裁判所・経済裁判所の長官を任命すること（8 号）等である。

このように、ベラルーシの大統領は、実質的に三権を超越する存在として、強大かつ広汎な権限を有する存在であるといえる。

（2）議会

ベラルーシの議会は、下院たる「代表者院」及び上院たる「共和国院」からなる二院制を採用している（90 条）。代表者院は、国民の直接選挙により選出された 110 名の議員により構成される（91 条 1 項）。共和国院は、地域代表機関であり、6 つの地域（「オーブラスチ」と呼ばれる）及び首都であるミンスク市から 8 名ずつ選出されるほか、大統領が共和国院の 8 名の議員を任命することにより、全部で 64 名の議員が選出される（91 条 2 項）。任期は 4 年である（93 条 1 項）。

法律の立法過程は、原則として、①法案の代表者院での採択、②共和国院での承認、③大統領の署名・公布という流れになっている。即ち、代表者院に法案の先議権が与えられている（100 条）。代表者院及び共和国院には、立法機能以外にいくつかの権限が与えられている（97 条・98 条）が、大統領の権限の方がはるかに強大かつ広汎である。

（3）政府（内閣）

ベラルーシの行政権は、政府（内閣）により行使される（106 条 1 項）。内閣は、首相、副首相及びその他の閣僚により構成される（同条 4 項）。首相は、代表者院の同意を得て大統領により任命されるが、当該任命はその後、代表者院により採択されなければならない（同条 5 項）。首相は、政府の活動を管理する等の権限を有し（同条 6 項）、政府は、行政機関の制度を管理する等の権限を有する（107 条・108 条）が、大統領の権限の方がはるかに強大かつ広汎である。

（4）裁判所

司法権は、裁判所が行使する。特別裁判所の設置は禁止されている（109 条）。裁判官の独立は保障されており、裁判官に対するいかなる干渉も許されない（110 条）。

裁判所は、憲法、法律及びその他の有効な法令に従い裁判を行う（112 条 1 項）。裁判所における審理は全て公開で行うものとし、非公開審理は法定の場合に一定の手続に従ってのみ、例外的に許される（114 条）。

法令の違憲審査を行うのは、「憲法裁判所」である。憲法裁判所は、法律学の分野において高い識見を有する 12 名の裁判官から構成される。うち 6 名の裁判官は大統領により任命され、残り 6 名の裁判官は共和国院により選出される。憲法裁判所長官は、大統領が、共和国院の同意を得て任命する。憲法裁判所裁判官の任期は 11 年であり、定年は 70 歳である(116 条)。

3 人権

ベラルーシ憲法は、「第二章 個人、社会及び国家」(21 条～63 条)において、多くの人権規定を有している。日本国憲法にもほぼ同様の規定があるものがほとんどであるが、一部、特徴的な規定もある。例えば、24 条 3 項は、「死刑判決は、それが廃止されるまでは、重罪に対する例外的な刑罰として、且つ司法裁判所の評決によってのみ、法律に従って宣告することができる。」と規定し、死刑制度を存置する旨を明文で規定している。欧州人権条約で死刑の廃止が求められているため、欧州のほとんど全ての国では死刑が廃止されているが、ベラルーシで死刑制度が存置されていることは、特徴的である。また、36 条 2 項は、裁判官、検察庁職員、内務省・国家監察委員会等の職員は、政党又は政治的目的を有する団体の構成員となってはならない旨を明文で規定している。政府機関及び公的団体から情報を受領する権利(34 条)、ヘルスケアに関する権利(45 条)、環境権(46 条)、民族的アイデンティティに関する権利(50 条 1 項)、ヘイトスピーチの禁止(50 条 2 項)、使用する言語に関する権利(50 条 3 項)、文化・芸術・科学・技術に関する自由及び知的財産権の保護(51 条)等の規定も、日本国憲法との違いとして、注目される。

他方、ベラルーシ憲法は、国民の義務に関する規定も含んでいる。例えば、憲法、法律及び国の伝統に従う義務(52 条)、他者の尊厳、権利、自由及び合法的利益を尊重する義務(53 条)、歴史的、文化的及び精神的遺産並びに国宝を保全する義務(54 条)、環境を保護する義務(55 条)、納税する義務(56 条)、国家を防衛する責務(57 条)が規定されている。

なお、国家緊急事態においては、一時的に権利及び自由の行使が制限されることがあるが、生命に関する権利(24 条)、拷問等の禁止に関する権利(25 条 3 項)、無罪推定原則に関する権利(26 条)及び信教の自由(31 条)については、制限することができない(63 条)。

4 法令及び判決例

ベラルーシの法制度は、成文法を中心とする「大陸法系」に属する。ベラルーシは、1922 年にソ連の構成国に組み入れられた後はソ連法が適用されたが、中東欧諸国とは異なり、ソ連からの独立を果たした後も、依然として旧ソ連法の諸制度の影響を色濃く残している。

ベラルーシの主な法令には、①憲法、②法典、③大統領令及び大統領命令、④法律、⑤政令及び省令がある。憲法は国の最高法規であり、最も強い法的効力を有する。憲法に違反する法令は、無効である。上記の他に、憲法的法律もある。これは、憲法を変更し又は説明するものであり、例えば、1991 年 8 月 25 日の「国家主権宣言」が例として挙げられる。ベ

ラルーシには、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、商法典、商事・経済訴訟法典、投資法典、労働法典等、28の法典があり、全て官報にて掲載され公布される。ベラルーシの重要な法典は、「独立国家共同体」(CIS)のモデル法典に基づいている。条約も、重要な法源である。ベラルーシは、国際法の諸原則を遵守し、立法を条約に合致させる。条約は、議会及び大統領により批准される。憲法に違反する条約は、無効である。裁判所の裁判例は、「法源」とはいえず、いわゆる「先例拘束性」を有しないが、最高裁判所及び高等経済裁判所の「総会決定」という解釈指針は、法的効力を有し、下級裁判所を拘束する。また、憲法裁判所の条約及び国内法令の憲法適合性に関する判決も、法的効力を有する⁸。

III 民法

現行のベラルーシ民法典は、1998年12月7日に採択され、2015年12月30日に改正されたものである⁹。民法典は全1153か条からなる膨大なものであるが、民法典の他にも、数多くの関連法令がある¹⁰。

ベラルーシ民法典には、商法（例えば、会社、証券、運送、運送取扱、保険等）及び知的財産法（例えば、著作権、産業財産権等）に属する内容も含まれていることが特徴的である。なお、ベラルーシ民法典には、家族法（親族法）は含まれておらず、別の法律となっている。

ベラルーシ民法典の主な体系は、表2のとおりである。

表2：ベラルーシ民法典の主な体系

編	章	節
第1編 総則	第1章 通則	(1)民事法令、(2)民法上の権利及び義務の発生根拠、民法上の権利の行使及び保護
	第2章 人	(3)市民（自然人）、(4)法人、(5)民事法令によって規律される関係におけるベラルーシ共和国及びその行政地域単位の参加
	第3章 民事法上の権利の客体	(6)総則、(7)証券、(8)非財産的利益及びその保護
	第4章 取引及び代理	(9)取引、(10)代理、代理人の権限

⁸ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Belarus1.html>

⁹ ベラルーシ民法典の英訳は、下記のウェブサイトからダウンロードできる。

<http://law.by/main.aspx?guid=3871&p0=Hk9800218e>

¹⁰ 下記のウェブサイトに、関連法令の英訳が掲載されている。

<http://law.by/>

	第5章 期間、期限	(11)期間の計算、(12)期限
第2編 所有権及び他の物権		(13)総則、(14)所有権の取得、(15)所有権の消滅、(16)共有、(17)不動産に関する物権、(18)居住用建物に関する所有権及びその他の物権、(19)経済管理権、運営管理権、(20)所有権及びその他の物権に対する保護
第3編 債務法総則	第1章 債務総則	(21)債務の当事者の概念、(22)債務の履行、(23)債務の履行に関する担保、(24)債権債務関係における人の交替、(25)債務不履行責任、(26)債務の消滅
	第2章 契約総則	(27)契約の概念及び条件、(28)契約の締結、(29)契約の変更及び解除
第4編 債権債務関係に関する個別の類型		(30)売買、(31)交換、(32)贈与、(33)扶養を伴う終身サポート及び賃貸借、(34)賃貸借、(35)居住用建物の賃貸借、(36)使用貸借、(37)請負、(38)学術研究、実験計画、技術的作業の実行、(39)有償の役務提供、(40)運送、(41)運送取扱、(42)融資及び信用貸付、(43)金銭債権の移転を伴う資金調達(ファクタリング)、(44)銀行預金、(45)銀行口座、(46)弁済、(47)寄託、(48)保険、(49)委任、(50)第三者の利益のための権限なき行為、(51)取次、(52)委託による財産管理、(53)複雑な起業ライセンス(フランチャイズ)、(54)組合、(55)懸賞広告、(56)優等懸賞広告、(57)博戯及び賭事、(58)不法行為に基づく債務、(59)不当利得に基づく債務
第5編 知的活動の成果に対する独占権		(60)総則、(61)著作権及び著作隣接権、(62)産業財産権に関する通則、(63)発明、実用新案及び意匠に関する権利、(64)新種の植物及び新種の動物に関する権利、(65)集積回路の配置に関する権利、(66)非公開情報の違法な使用に対する権利、(67)取引参加者の個別化の手段、商標、作品又はサービス、(68)不正競争
第6編 相続権		(69)相続に関する総則、(70)遺言による相続、(71)法律による相続、(72)相続の承認、(73)個別類型の財産に関する相続の特殊性
第7編 国際私法		(74)総則、(75)抵触法
第8編 最終規定		

IV 会社法

ベラルーシにおける会社について主に規律しているのは、2006年8月1日に施行された会社法である。

ベラルーシに投資しようとする外国企業は、ベラルーシに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の代表事務所を設置することができる¹¹。代表事務所は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。外国企業が代表事務所を設置するには、ベラルーシ政府の外務省の認可を要する。ベラルーシにおける代表事務所は、他国における支店に類似しており、外国企業の代理としてベラルーシでビジネスを行うことが認められる¹²。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するベラルーシ法人である。

ベラルーシに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、表3のとおり、有限責任会社及び閉鎖型（非公開型）株式会社等がある。これらはいずれも、出資者又は株主の責任が出資額を限度とする会社形態である¹³。

表3：ベラルーシで設立可能な主な会社の種類

名称	ロシア語、略称	意味
有限責任会社	Общества с ограниченным ответственностью (ООО)	ベラルーシにおける会社形態の最も基本的な形式。第三者への持分譲渡は、定款により制限又は禁止することができる。持分の譲渡価格又はその決定方法は、定款で定めておくことができる。出資は金銭でも現物でもよい。最低資本金額の定めはない。出資者数は50名以下。
閉鎖型（非公開型）株式会社	Закрытое акционерное общество (ZAO)	第三者への持分譲渡は、他の株主の同意がある場合のみ可能。持分の譲渡価格を事前に定款で定めておくことはできない。株主数は50名以下。

¹¹ 但し、多くの欧米諸国はベラルーシの独裁的な体制及び旧ソ連的な管理経済体制に対し批判的であることから、欧米企業のベラルーシ進出は実際にはあまり進んでいない。

¹² 「Investment in Belarus」(KPMG、2011年) 41頁。

<https://www.kpmg.com/BY/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Press-Releases/Documents/Investment%20in%20Belarus%20WEB.pdf>

¹³ 「Doing business in Belarus」(EY、2015年) 29頁。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-doing-business-belarus-2015-eng/\\$FILE/ey-doing-business-belarus-2015-eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-doing-business-belarus-2015-eng/$FILE/ey-doing-business-belarus-2015-eng.pdf)

V 民事訴訟法

ベラルーシの司法裁判所は、通常裁判所の系列及び経済裁判所の系列に分かれている。

通常裁判所は、民事事件と刑事事件のいずれについても、①最高裁判所（1か所）、②地域裁判所（6か所）、③地方裁判所（154か所）、④ミンスク市裁判所（1か所）という4つの級の裁判所がある。この中で、最高裁判所は最も上級に位置する裁判所であり、地域裁判所及びミンスク市裁判所からの上訴事件を管轄するが、事件によっては、第一審事件を管轄することもある。地域裁判所及びミンスク市裁判所は同レベルに位置付けられ、原則として、第二審を管轄する。地方裁判所は、原則的な第一審管轄裁判所である。経済裁判所には、高等経済裁判所及び地域経済裁判所がある。経済裁判所は、契約の締結・変更・解除及び履行又はその他の経済活動をめぐる法人と個人の間の紛争等を管轄する。このように、ある民事訴訟が通常裁判所と経済裁判所のどちらの管轄に属するのかにより、提訴すべき裁判所や訴訟手続を規律する法律も異なってくる。会社間のビジネス関連の紛争であれば、経済裁判所に管轄されることが多いといえる。

VI 刑事法

現行のベラルーシ刑法典は、1999年に策定され、2013年に改正されたものである。当該刑法典においても、死刑制度は存置されている。欧洲人権条約で死刑の廃止が求められているため、欧洲のほとんど全ての国では死刑が廃止されているが、ベラルーシは、死刑制度が存置されている欧洲で唯一の国であるといわれている。ベラルーシにおいて有罪判決を宣告された被告人の実際の執行状況に関しては、死刑以外については、ほとんど情報が無い。

国連の調査によると、1997年におけるベラルーシの犯罪発生率は、人口10万人あたり1250.89件であったと記録されている。この数値は、日本の1506.50件及び米国の9622.10件よりも低率である。しかし、近時、ベラルーシでは、外国人を狙った犯罪や組織犯罪が増加する傾向にある¹⁴。

VII 参考資料

以上、ベラルーシ法の概要を簡単に紹介してきたが、ベラルーシ法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Guide to Legal Research in Belarus」等が参考になる¹⁵。

¹⁴ <http://www-rohan.sdsu.edu/faculty/rwinslow/europe/belarus.html>

¹⁵ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Belarus1.html>



※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.5』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第44回 ベラルーシ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。